

上場手数料及び年賦課金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。<u>ただし、当該上場手数料は1,000万円を上限とする。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成31年1月18日から施行し、同日以後に納入期が到来する上場手数料から適用する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p>